

第 8 8 期 中 間 決 算 公 告

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

大阪府池田市城南 2 丁目 1 番 1 1 号
株式会社 池 田 銀 行
取締役頭取 服 部 盛 隆

中間連結貸借対照表（平成 2 1 年 9 月 3 0 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	53,977	預 金	2,310,693
コールローン及び買入手形	10,000	債券貸借取引受入担保金	161,379
買 入 金 銭 債 権	1,040	借 用 金	20,395
商 品 有 価 証 券	19	外 国 為 替	73
金 銭 の 信 託	19,000	社 債	38,000
有 価 証 券	815,150	そ の 他 負 債	26,371
貸 出 金	1,652,340	退 職 給 付 引 当 金	391
外 国 為 替	3,912	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	406
そ の 他 資 産	41,346	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	40
有 形 固 定 資 産	23,033	偶 発 損 失 引 当 金	244
無 形 固 定 資 産	3,194	支 払 承 諾	22,782
繰 延 税 金 資 産	23,181	負 債 の 部 合 計	2,580,776
支 払 承 諾 見 返	22,782	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△20,318	資 本 金	39,630
		資 本 剰 余 金	22,571
		利 益 剰 余 金	6,557
		株 主 資 本 合 計	68,759
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,748
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△1,749
		少 数 株 主 持 分	873
		純 資 産 の 部 合 計	67,883
資 産 の 部 合 計	2,648,660	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,648,660

中間連結損益計算書 { 平成21年4月 1日から
平成21年9月30日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	33,198
資金運用収益	19,825
(うち貸出金利息)	(14,452)
(うち有価証券利息配当金)	(5,318)
役員取引等収益	4,428
その他業務収益	3,470
その他経常収益	5,474
経常費用	27,411
資金調達費用	4,519
(うち預金利息)	(3,546)
役員取引等費用	1,567
その他業務費用	473
営業経費	13,200
その他経常費用	7,650
経常利益	5,786
特別利益	355
償却債権取立益	347
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	8
特別損失	27
固定資産処分損	26
減損損失	1
税金等調整前中間純利益	6,114
法人税、住民税及び事業税	178
法人税等調整額	△467
法人税等合計	△288
少数株主損失	13
中間純利益	6,416

連結注記表

(中間連結財務諸表の作成方針)

1. 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

池銀総合保証株式会社

株式会社ジェーアイ

池銀リース株式会社

池銀キャピタル株式会社

②非連結の子会社及び子法人等

会社名

池田ビジネスサービス株式会社

ハイ・ブレーション株式会社

池銀投資顧問株式会社

池銀オフィスサービス株式会社

株式会社ディーアイ

株式会社ブイアイ

池田モーゲージサービス株式会社

池銀キャピタルニュービジネスファンド1号投資事業有限責任組合

池銀キャピタルニュービジネスファンド2号投資事業有限責任組合

池銀キャピタルニュービジネスファンド3号投資事業有限責任組合

池銀キャピタル夢仕込ファンド1号投資事業組合

池銀キャピタル夢仕込ファンド2号投資事業有限責任組合

池銀キャピタル夢仕込ファンド3号投資事業有限責任組合

池銀キャピタル夢仕込ファンドK G I 投資事業組合

池銀キャピタル夢仕込ファンドD・I 投資事業組合

池銀キャピタル夢仕込ファンドP C I 投資事業有限責任組合

池銀キャピタル夢仕込ファンドK I 投資事業有限責任組合

Ikeda Preferred Capital Cayman Limited

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

池田ビジネスサービス株式会社

ハイ・ブレーション株式会社

池銀投資顧問株式会社

池銀オフィスサービス株式会社

株式会社ディーアイ

株式会社ブイアイ

池田モーゲージサービス株式会社

池銀キャピタルニュービジネスファンド1号投資事業有限責任組合

池銀キャピタルニュービジネスファンド2号投資事業有限責任組合

池銀キャピタルニュービジネスファンド3号投資事業有限責任組合

池銀キャピタル夢仕込ファンド1号投資事業組合

池銀キャピタル夢仕込ファンド2号投資事業有限責任組合

池銀キャピタル夢仕込ファンド3号投資事業有限責任組合

池銀キャピタル夢仕込ファンドK G I 投資事業組合

池銀キャピタル夢仕込ファンドD・I投資事業組合
池銀キャピタル夢仕込ファンドP C I投資事業有限責任組合
池銀キャピタル夢仕込ファンドK I投資事業有限責任組合
Ikeda Preferred Capital Cayman Limited

④持分法非適用の関連法人等

会社名

株式会社自然総研

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については中間連結決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、主として定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～15年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 32,280 百万円であります。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12 年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（7,392 百万円）については、15 年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に 12 分の 6 を乗じた額を計上しております。

また、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異は返上時に全額費用処理しております。

（追加情報）

当行は、退職給付における過去勤務債務及び数理計算上の差異の償却年数について、従来、平均残存勤務期間内の一定の年数（13 年）で償却しておりましたが、平均残存勤務期間が 13 年を下回ったため、償却年数を 12 年に変更しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は 33 百万円減少し、中間純利益は 19 百万円減少しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、当行内規に基づき、当中間連結会計期間末支給見積額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、将来の払戻請求見積額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、予め定めている基準に基づき、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

（借手側）

当行及びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（貸手側）

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとしております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）

2,609 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,917 百万円、延滞債権額は 35,760 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 282 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,378 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 43,338 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,426 百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、24,779 百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 193,077 百万円

その他資産 578 百万円

未経過リース債権 4,393 百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,604 百万円

債券貸借取引受入担保金 161,379 百万円

借入金 3,879 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 46,883 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 2,155 百万円、保証金は 4,254 百万円、先物取引引当金は 503 百万円及びデリバティブ取引担保金は 500 百万円あります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、346,400百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 20,781百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,500百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付無担保社債であります。
13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,080百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 463円88銭
15. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、9.82%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. その他経常費用には、貸出金償却1,065百万円、貸倒引当金繰入額2,028百万円及び株式関連派生商品費用921百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 247円85銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 240円90銭

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	32,034	31,990	△44
その他	—	—	—
合計	32,034	31,990	△44

注. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	47,585	48,429	844
債券	410,244	418,262	8,017
国債	304,857	311,760	6,903
地方債	60,870	61,454	583
社債	44,515	45,046	531
その他	314,790	304,194	△10,595
合計	772,619	770,886	△1,733

注1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式及び投資信託については、当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、それ以外については、当中間連結会計期間末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

(追加情報)

買手と売手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債は市場価格を時価とみなすことができないことから、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価とした場合に比べ、「有価証券」並びに「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,513百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額については、客観的に信頼性があり独立した第三者であるブローカーから入手した価額としております。当該合理的に算定された価額は固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値に基づき算定しております。

なお、上記計算における主たる価格決定変数は、割引率については割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債、スワップションのボラティリティ期間については1月から10年、スワップ期間については1年から10年をそれぞれ採用しております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当中間連結会計期間における減損処理は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

(追加情報)

従来、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した場合としておりましたが、金融環境の変化等をふまえ、当中間連結会計期間から上記基準に変更しております。この変更により当中間連結会計期間の減損処理額は、従来の方法に比べて113百万円減少しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	4,338
非上場社債	2,177
投資事業組合出資金	3,105

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）
該当ありません。

(重要な後発事象)

(重要な株式移転)

当行と株式会社泉州銀行（頭取 吉田憲正）は、平成21年10月1日付で共同株式移転により、完全親会社である「株式会社池田泉州ホールディングス」を設立いたしました。

1. 企業結合の目的

両行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的に、本件経営統合を行います。当行、泉州銀行及び共同持株会社で構成される新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保し、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。

2. 結合当事企業の名称及びその事業の内容
 - 株式会社 池田銀行 普通銀行業務
 - 株式会社 泉州銀行 普通銀行業務
3. 結合後企業の名称
 - 株式会社 池田泉州ホールディングス
4. 株式移転比率及び交付株式数
 - (1) 株式の移転比率
 - ① 当行の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 18.5 株を割当交付
 - ② 泉州銀行の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 1 株を割当交付
 - ③ 当行の第一種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の第一種優先株式 18.5 株を割当交付
 - ④ 当行の第二種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の第二種優先株式 18.5 株を割当交付

なお、本件株式移転により、当行又は泉州銀行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式及び第一種優先株式、第二種優先株式の数に 1 株に満たない端数には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。
 - (2) 共同持株会社が交付する株式数
 - 普通株式：959,541,463 株
 - 第一種優先株式：111,000,000 株
 - 第二種優先株式：115,625,000 株
5. 株式移転比率の算定方法
 - (1) 普通株式

両行は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当行は野村証券株式会社に対し、また泉州銀行はモルガン・スタンレー証券株式会社及びアメリカン・アプリーザル・ジャパン株式会社に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼しました。
 - (2) 優先株式

両行は、当行が発行している第一種優先株式及び第二種優先株式については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮した上で、共同持株会社にて新たに交付する優先株式を対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を発行要項に定めることとし、当行の発行する第一種優先株式 1 株につき共同持株会社の第一種優先株式 18.5 株を割当交付し、また、当行の発行する第二種優先株式 1 株につき共同持株会社の第二種優先株式 18.5 株を割当交付いたしました。
6. 当該企業結合を持分の結合と判断した理由

企業結合により株式会社池田泉州ホールディングスに対して両行株主が有することになった、取得か持分の結合かを識別するための議決権比率は、当行 55%、泉州銀行 45%となっており、両結合当事企業の株主も他の企業を支配したとは認められず、企業結合後のリスクや便益を引き続き相互に共有することを達成すると判断いたしました。
7. 被結合企業から引継いだ資産、負債及び資本（純資産）の内訳

(平成 21 年 9 月 30 日現在)

当行			
資産の部合計	2,630,935 百万円	負債の部合計	2,564,062 百万円
		株主資本	68,624 百万円
		評価・換算差額等	△1,751 百万円
		純資産の部合計	66,872 百万円
株式会社泉州銀行			
資産の部合計	2,243,091 百万円	負債の部合計	2,161,407 百万円
		株主資本	85,776 百万円
		評価・換算差額等	△1,751 百万円
		純資産の部合計	81,684 百万円